⑭　退職給付引当金 ⑮　その他の固定負債 Ⅲ　引　当　金 ⑯　価格変動準備金 ⑰　海外市場開拓準備金 ⑱　その他の引当金 Ⅳ　未実現利益 ⑲　割賦販売に係る未実現利益 ⑳　前払式特定取引に係る未実現利益 ㉑　包括信用購入あつせんに係る未実現利益 ㉒　個別信用購入あつせんに係る未実現利益				
資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額（A－B）				
（参考）　純　資　産 Ⅰ～Ⅲ　（略）				

（備考）

1～3　（略）

［削る］

4　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5　×印の欄は、様式第1若しくは様式第22の許可申請書又は様式第14若しくは様式第16の登録申請書に添付する場合は、記載しないこと。

様式第4（第14条関係）

営業保証金供託届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

許可（登録）番号
住　所
名　称
代表者の氏名　㊞

割賦販売法第16条第2項（第18条第2項（第35条の3の62において準用する場合を含む。）、第22条第3項（第35条の3の62において準用する場合を含む。）及び第35条の3の62において準用する場合を含む。）の規定により供託をしたので、供託書の写しを添えて届け出ます。

（備考）　（略）

⑬　退職給付引当金 ⑭　その他の固定負債 Ⅲ　引　当　金 ⑮　価格変動準備金 ⑯　海外市場開拓準備金 ⑰　その他の引当金 Ⅳ　未実現利益 ⑱　割賦販売に係る未実現利益 ⑲　前払式特定取引に係る未実現利益 ⑳　包括信用購入あつせんに係る未実現利益 ㉑　個別信用購入あつせんに係る未実現利益				
資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額（A－B）				
（参考）　純　資　産 Ⅰ～Ⅲ　（略）				

（備考）

1～3　（略）

4　様式第1若しくは様式第22の許可申請書に添付する場合又は許可割賦販売業者若しくは法第35条の3の61の許可を受けた者が提出する場合には、第23条第4項第6号（第125条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券は、資産の部㊴投資有価証券から控除し、⑸有価証券に算入すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

6　×印の欄は、様式第1若しくは様式第22の許可申請書又は様式第14若しくは様式第16の登録申請書に添付する場合は、記載しないこと。

様式第4（第14条関係）

営業保証金供託届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

許可（登録）番号
住　所
名　称
代表者の氏名　㊞

割賦販売法第16条第2項（第18条第2項（第35条の3及び第35条の3の62において準用する場合を含む。）、第22条第3項（第35条の3及び第35条の3の62において準用する場合を含む。）、第35条の3及び第35条の3の62において準用する場合を含む。）の規定により供託をしたので、供託書の写しを添えて届け出ます。

（備考）　（略）